平成26年度補正予算

地產地消型

再生可能エネルギー面的利用等

推進事業費補助金

モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの

事業の趣旨

再生可能エネルギーは、地域活性化に資する重要な国産エネルギー源であり、再生可能エネルギー発電システムや熱利用システムの導入拡大が重要です。また、エネルギーマネジメントシステム等を活用しつつ、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギー(電気・熱等)を一定規模のコミュニティの中で面的に利用し、平常時には大幅な省エネを実現し、非常時にはエネルギー供給を確保できる等の効果を有する、地産地消型のエネルギーシステムを広げていくことが重要です。地産地消型のエネルギーシステムの構築によって、地域内でのエネルギーの最大活用・最適化が図られ、エネルギーコストの最小化にもつながります。

本事業は、先導的な「地産地消型エネルギーシステム」の構築に要する経費の一部を補助することにより、地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的とします。

補助金概要

〈1〉対象事業者

民間団体、地方公共団体と共同申請する民間団体等。

〈2〉対象事業

- ①再生可能エネルギー等(※1)を利用し、一定規模のコミュニティの中(※2)で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの利用を行うもの、又は将来的な地産地消型エネルギーシステムの構築に資する先端的な技術等を含んだ新規性を有する実証を行うものであること。
- ②地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での地産地消型エネルギーシステムの展開に資するものであること。
 - ※1 再生可能エネルギーの熱利用設備または発電設備、コージェネレーション、廃熱利用等が該当します。
 - ※2 街区をまたぐ地域や、同一敷地内(学校、病院、工場等)の複数建物、マンション内の複数住戸における融通等を指します。

〈3〉対象期間

平成28年3月4日までに完了する事業

〈4〉補助率

①地方公共団体との共同申請する民間団体等:補助率 2/3以内

②民間団体等:補助率 1/2以内

〈5〉補助金上限額

10億円/1補助事業



スケジュール

公募開始	3月13日	各締切から1ヶ月後程度 交付決定 (2~4週間後程度)
—次締切	3月31日	事業完了後30日以内又は 実績報告書提出 平成28年3月4日のいずれか早い日まで
二次締切	5月29日	工事施工状況等について 必要に応じて現地調査を実施
三次締切 4	6月30日	補助金交付確定検査後
最終締切 5	7月31日	効果検証報告 効果性確認のため設備稼動日より 1年間の効果検証データ提出

- ※ 公募期間内は随時受け付けることとし、各締切までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて、審査及び交付決定を行います。
- ※ なお、応募状況等に応じて一次締切、二次締切以外に審査及び交付決定を行う場合があります。 また、予算の関係上、採択状況によっては、それ以降の応募については受け付けられない可能性があるため、ご注意ください。

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター (以降センター) の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。 センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願いします。

- 1.補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続きを行う場合は、事前に交付規程、公募説明会資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
- 2.センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
- 3.不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
- 4.不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
- 5.不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
- 6.悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

お問い合わせ先

一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部 スマエネ推進チーム

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目1番15号 物産ビル別館3階 Tel:03-3502-5550 Fax:03-3502-5821

受付時間 【月〜金】9:00〜12:00および13:00〜17:00 <u>詳しくはホームページをご覧ください。http://www.gasproc.or.jp</u>/